

公 告 第 5 5 9 号

インフルエンザ予防接種補助金支給規程の改訂について

標記の件、組合規約第52条の規定により下記のとおり公告します。

記

変更内容：インフルエンザ予防接種補助金の支給申請手続において、やむを得ない事由が生じた場合に、実情に応じた適切な対応を可能とするため、規程を変更する。

新	旧
第1条～第3条 略 (支給申請手続) 第4条 補助金の支給申請は次のとおりとする。 (1) 被保険者がインフルエンザ申請システムに所定事項を入力し、領収書の画像データをシステムに添付の上、組合に提出するものとする。ただし、領収書は、次の①～⑤の全項目が記載されたものとし、領収書原本は被保険者が提出後1年間保管すること。 ①医療機関名 ②接種年月日 ③接種者氏名 ④インフルエンザ予防接種費用 ⑤インフルエンザ予防接種費用であることの明記 (2) 事業所において予防接種を実施した場合、第4条(1)による支給申請、または事業所もしくは実施医療機関がとりまとめ、組合へ請求するものとする。 <u>2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない事由がある場合は、その限りではない。</u> <u>附則</u> <u>(施行期日)</u> <u>この規程は、令和8年10月1日から施行する。</u>	第1条～第3条 略 (支給申請手続) 第4条 補助金の支給申請は次のとおりとする。 (1) 被保険者がインフルエンザ申請システムに所定事項を入力し、領収書の画像データをシステムに添付の上、組合に提出するものとする。ただし、領収書は、次の①～⑤の全項目が記載されたものとし、領収書原本は被保険者が提出後1年間保管すること。 ①医療機関名 ②接種年月日 ③接種者氏名 ④インフルエンザ予防接種費用 ⑤インフルエンザ予防接種費用であることの明記 (2) 事業所において予防接種を実施した場合、第4条(1)による支給申請、または事業所もしくは実施医療機関がとりまとめ、組合へ請求するものとする。

以上

令和8年10月1日

J-オイルミルズ健康保険組合

理事長 山口 好司

